

老人福祉法施行細則（抜粋）

昭和 39 年 6 月 5 日

規則第 82 号

注 昭和 61 年 3 月から改正経過を注記した。

老人福祉法施行細則をここに公布する。

老人福祉法施行細則

（老人居宅生活支援事業開始届出書等）

第 12 条 法第 14 条の規定による届出は、老人居宅生活支援事業開始届出書（第 29 号様式の 4）によらなければならない。

2 法第 14 条の 2 の規定による届出は、老人居宅生活支援事業変更届出書（第 29 号様式の 5）によらなければならない。

3 法第 14 条の 3 の規定による届出は、老人居宅生活支援事業廃止（休止）届出書（第 29 号様式の 6）によらなければならない。

（平 3 規則 20・全改、平 5 規則 21・平 6 規則 41・平 12 規則 59・一部改正）

（老人デイサービスセンター等設置届出書等）

第 13 条 法第 15 条第 2 項の規定による届出は、老人デイサービスセンター等設置届出書（第 29 号様式の 7）によらなければならない。

2 法第 15 条の 2 第 1 項の規定による届出は、老人デイサービスセンター等変更届出書（第 29 号様式の 8）によらなければならない。

3 法第 16 条第 1 項の規定による届出は、老人デイサービスセンター等廃止（休止）届出書（第 29 号様式の 9）によらなければならない。

（平 3 規則 20・全改、平 6 規則 41・平 12 規則 59・一部改正）